



消費者教育NPOの法人
お金の学校
くまもと

消費者教育NPO法人

お金の学校くまもと

会報・第37号 立春号 2020年2月発行

〒862-0950 熊本市中央区水前寺1-6-11 セシル水前寺701号 ※住所が変わりました

TEL・FAX 096-384-4453 <http://ogk.main.jp/> Eメール: gakkou@sat.bbiq.jp

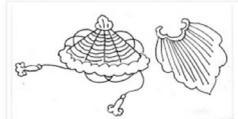
吉祥文様とNPO活動

最近、自分にお金をかけることにハマってます。とことん疲れてしまいそうだなという前に、美容の日を作っています。ヘアサロンでカラーリングやらトリートメントやらヘッドマッサージやら「やってちょうだい」って感じでお姫さま気分を味わいます。もうひとつが、ネイル。爪にお金をかけるなんて、なんともったいないことかと思っていました。が、やってみると、いろんなひとから、「かわいいですね」とか、「すてきですね」とか、声をかけられて気分がよいのです。また、深刻な相談を受けているときにでも、ご相談者が爪のデザインに注目し、そこから対話が進んだりすることも。ネイリストさんは、「肥後象眼の伝承者になりたい」なんて言うとても素敵な女性で、彼女の技術と感性に惚れ込んでいます。で、今回はこれ。「『お正月』というテーマでワンポイントデザインいれて」とリクエストしたら、こんな素敵なネイルになりました。



このデザイン、蒔絵みたいだなあと何度も見ていたら、蒔絵のものがほしくなり、年末にネットオークションで蒔絵の重箱を競り落としました。香川県のアнтиークショップが出品してました。重箱5500円、送料1500円。12月28日の夜に競り落とし、30日の夜にとどきました。おかげで、おせちは見栄え良くできました(五段はとても無理なので2段でしたが)。この重箱の決め手は、文様。鶴とか松竹梅はよく見るのですが、これは珍しいなあと。重箱の蓋の裏には、着物や帯で見る宝尽くし文様の中の隠れ笠と宝袋と鍵。箱の側面は、糸巻(苧環)。苧環文様には、ひととひとを結ぶという意味があるらしく、それぞれの文様に意味があるのでそれを調べるのも、いと楽し、であります。それにしても糸巻文様とは、なんとまあお金の学校くまもとらしい文様なのかと。様々な人や関係機関を結ぶネットワーク事業、今年もバンバン積極的に取り組んでいきたいところです。あとは、金庫に鍵をつけなきゃならないほど儲かるとよいのですが…お金の学校くまもとのマークは、「金」という字を校章に見立てたものですが、もう一つは帆を張った帆船。ひとの船出を応援するという意味があります。今年も初心を忘れることなく、「でけたしこ」を重ねていきたい所存です。

隠れ笠(かくれがさ) ・ 隠れ蓑(かくれみの)



左 隠れ笠(かくれがさ)
右 隠れ蓑(かくれみの)

危険な事物から姿を隠し守ってくれる。「保元物語」で、「笠や蓑をかぶると姿が見えなくなる」と表現されている。

隠れ笠は男性の文様。
隠れ蓑は女性の文様。



金囊(きんのう)・宝袋(たからぶくろ) 宝鍵(ほうやく)



左 金囊(きんのう)・宝袋(たからぶくろ)
右 宝鍵(ほうやく)

金囊・宝袋・・・財宝を入れる袋・巾着袋
宝鍵・・・宝の倉庫の鍵
開く・あける 富の象徴

文科省「若年者の消費者教育推進のための実証的調査研究」委託事業に採択されました

子どもへの消費者教育プログラムを通じた地域との連携・協働モデルの構築 効果測定の構築

当 NPO 法人は、熊本県北の自治体、子どもや障害児を支援する社会福祉法人・NPO 法人などとともに、平成 31 年度『若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン』における若年者の消費者教育推進のための実証的調査研究』に申請し、採択されました。

採択されたのは、「子どもへの消費者教育プログラムを通じた地域との連携・協働モデル」という事業です。若年者は商品や契約に関する知識が少ないだけでなく、消費者として主体的に判断する機会・経験が少ないので、子どもの頃からライフスキルを身につける教育の一環として、お金のやりくりを考える教育プログラムが望まれます。当 NPO 法人では、「人生いろいろやりくりゲーム」、「スマホって必要!？」などのプログラムを実施していますが、今回の事業では、(1) 地域の関係機関（行政、NPO 法人、社会福祉法人等）と協働してこれらの教育プログラムを改善すること、また、(2) 教育プログラムの検討を通して、地域の様々な機関が連携・協働する仕組みを示すことを目指しています。

そこで、前田芳男先生（岡山大学教授）に助言をいただきながら、事業実施の進め方について話し合い、2019 年 10 月から 12 月にかけて、アンケート調査やヒアリング、意見交換会、勉強会を実施しました。

●ヒアリング調査、アンケート調査

2019 年 9 月～10 月にかけて、児童養護施設シオン園施設長およびスタッフ、NPO 法人スローすてっぷ（障害児通所支援事業、放課後等デイサービス、児童発達支援等）理事、NPO 法人くまもとスローワーク・スクール（不登校児童、発達障がい児向けのフリースクール活動等）副代表、手話通訳者よりヒアリングを行いました。いずれも、情報が届きにくい方、生きる力を身につけにくい環境にある子どもや大人の支援者です。子どもや親の消費者トラブルを目のあたりにしていることから、消費者トラブルの実際や、どのような力・スキルを身につけてほしいと考えているのか、たっぷりお話を伺いました。どのような環境の子どもであっても、生きるための力（知識やスキル）が必要であり、具体的な教育が必要であることがわかりました。

同時期に、県北の教員や職員へのアンケート調査、消費生活相談員へのアンケート調査を実施し、80 余名の回答がありました。川崎孝明准教授（筑紫学園大学）に分析をお願いしました。アンケート結果は、文科省への報告書にまとめます。

●意見交換会

2019 年 10 月 15 日（火）、11 月 19 日（火）に 2 回にわたり、高瀬蔵（玉名市）にて意見交換会を実施しました。

第 1 回意見交換会では、本事業の説明を行った後、消費者トラブル（契約トラブル・多重債務・生活困窮問題等）からみる子どもの消費者教育の必要性について情報



M・使い方の説明をしています。小学一年生向けの雑誌付録の A

提供や意見交換を行いました。お金の教育は生きる教育である、子どもとお金のトラブルを考えるにはスマホは切り離せない問題であるなどさまざまな意見が出ました。

第2回意見交換会では、子ども向けプログラムの一部を紹介、実践した後、子どもの発達段階を考慮した教育プログラムのモデル案およびそれぞれの立場でできること・できそうなことについて意見交換をしました。

消費者教育は重要であるものの、小学校や中学校は非常に多忙であることから、消費者教育を追加することで教員の負担がさらに増えるのではないかと懸念され、「現在行われている教育を消費者教育という視点で見直すことでできることもあるのではないか」との意見が出されました。

消費者教育だけでなく税の教育などコラボすることで、子どもたちの学びが広がり、深度も増すので、他機関の専門職との連携・協働の重要性を痛感しました。

意見交換会に参加された機関・団体等は以下の通りです。

- ・児童養護施設シオン園
- ・特定非営利活動法人くまもとスローワーク・スクール
- ・NPO 法人スローすてっぷ
- ・玉名市暮らしサポート課
- ・玉東町総務課
- ・長洲町総務課、教育委員会
- ・和水町総務課、学校教育課、消費生活相談員
- ・南関町総務課
- ・熊本県環境生活部県民生活局消費生活課（順不同）

高瀬蔵での意見交換会の様子



●西村先生来熊！～指導・助言～

2019年12月8日（日）、西村隆男先生（横浜国立大学名誉教授）に熊本にお越しいただき、本事業について指導・助言を受けました。当日は、通常の例会の後、西村先生に事業の実施状況、ヒアリング調査や意見交換会の概要を説明し、助言やコメントをいただきました。

例えば…

- ・熊本での実践を熊本モデルとしてアピールしてほしい、
- ・実践の伝え方・ノウハウを視覚化できるとよい、
- ・消費者教育のユニバーサルデザイン化はキーワード、
- ・消費者教育では、消費－福祉－労働3つの視点が重要、
- ・学校での取り組みにはばらつきがあるので確認が必要



今後、2月11日に開催される消費者教育フェスタ in 秋田での中間報告、報告書類の作成において、西村先生の助言を活かしたいと思います。ありがとうございました。(隈直子)

個人情報の共有・活用を前提とした支援現場とは？

川崎 孝明

社会福祉分野において、2019年10月に個人情報の共有と活用を目的とした生活困窮者自立支援法の法改正が行われました。この改正では、次のような内容が盛り込まれることになりました。

- ①関係機関が参加する支援会議を組織することができること（法9条）
- ②支援会議のメンバーには守秘義務を設けること（法9条）
- ③守秘義務違反者には罰則が設けられること（法25条）

このような規定を設けた背景には、2014年9月、家賃の滞納を理由に県営住宅から退去を迫られた母親が、強く追い詰められ娘を窒息死させてしまう事件が発生したことが挙げられます（この事件を取り上げたものとして、井上英夫ほか編『社会保障レボリューション：いのちの砦・社会保障裁判』高菅出版、2017年）。これを制度の問題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関との密接な連携体制の構築が課題として指摘されました。支援や体制整備の遅れは、ときに生命に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要であるのはいうまでもないことです。

今回の規定は、関係機関の狭間で適切な支援が行われなかった事例を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする方を早期に把握し、確実に相談支援につなげることができるような環境整備が期待されています。

特に注目すべきは、次の2つです。1つは、生活困窮者に対する支援に携わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討をする会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における個々の生活困窮者等に関する情報共有を行えるようにしたことです。

2つめには、生活困窮者に関する情報の交換等を行うために必要がある場合は、関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になったことです（ただし、支援会議において地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していません）。

上記2点を踏まえて、相談支援場面での迅速かつスムーズな関係機関による情報共有と情報の活用が図られる基盤が整備されました。

しかしながら、いまだ個人情報の共有と活用について共通認識が図られているとは

限りません。「本人の同意なく個人情報を出せない」「個人情報保護は当たり前」といったステレオ型の思考（誤った理解をしているケースもあります）をもつ人も少なくありません。もちろん、原則個人情報は本人の同意なく共有してはなりません。ここで注視すべきは、「原則」と「例外」を見極めることでしょう。

例えば、介護現場においては、法に基づき身体拘束は原則禁止です。しかし「緊急やむを得ない場合を除き」という条件が付言されています。つまり、緊急やむを得ない場合（例えば、職員が少なくなる夜間帯での介護など）には身体拘束をしてもよいとされています（あくまで本人、家族の同意が前提）。

個人情報の共有について、今回の生活困窮者自立支援法では、「支援会議」をはじめ、介護保険法に基づく「地域ケア会議」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会（要対協）」において、守秘義務をかけることで、支援者間の積極的な情報交換や連携が可能になりました。この内容はあくまで福祉分野の話ですが、一般的にも個人情報について条件付きで本人の同意なしに第三者へ情報提供することは認められています。

例えば、「原則として、個人情報を第三者へ提供するためには、本人の同意を得る必要があります。ただし、条例で個人情報を第三者へ提供できる旨定めている場合や、個人情報を第三者へ提供することについて、事前に個人情報保護審議会等へ諮問を行っている場合などについては、本人の同意なしに第三者へ提供することが可能です。」（北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター「個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」に係るQ&A」（平成31年2月改訂版、23頁）など、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、本人の同意を得ることなく情報の提供は可能なのです。

以上のような点について、さらに関係機関と基礎知識を共有しなくては、迅速かつ適切な支援を展開することは困難です。ソーシャルワークとは、本人の最善の利益を守ることを意味します。専門職が本人の自己決定に介入できる根拠もそれがあるからです。

「個人情報の活用なくして、人を支えることはできない」。この言葉がいろんな方面で浸透するよう、これから取り組んでいきたいと思っています。



マルトリートメントと子猫の育児

高山悦子（京町法律事務所）

以前、DV問題の原稿に、DVと児童虐待の関連性に触れた。その続きを書こうと思って、目黒区事件、野田市事件などの裁判情報を追っているが、亡くなった子どもの心情を思うと辛すぎてなかなか書けない。そこで、昨年10月に受けた研修「マルトリートメントと子供の脳」について触れる。講師は、医師の八坂知美先生（済生会福岡総合病院小児科医）で、友田明美先生（福井大学「子どものこころの発達研究センター」教授）に師事しておられる。友田先生については、以前、この広報でも紹介されていた。友田先生に講師をお願いしたところ、「2年先まで講演が入っていて行けない。」とのことで八坂先生を紹介された。友田先生は治療研究をしながら、全国各地で講演をし、児童虐待事件があればマスコミに出演されている。引っぱりだこで、それほど今児童虐待は大きな問題である。

さて、聞き慣れない言葉だが、「マルトリートメント」とは、「子どもの健全な身体的・精神的発達を阻害する可能性のある不適切な養育」のことであり、養育者に加害の意図があったか否かは関係がない。友田先生は、「不適切養育」と表現されている。

養育者に加害の意図があったか否かは関係ないから、子どもの幸せのための行為（しつけと称する暴力や暴言など）も不適切養育である。自分の子育てを振り返ると耳が痛い。不適切養育は、子どもに急性もしくは慢性の身体的・精神心理的症状を引き起こす。幼児期に大量のストレスを受けると、副腎皮質から大量のコルチゾルというホルモンが放出され、それが脳にダメージを与え、脳の発達に影響を与える。また、不適切養育家庭には安心感がない。安心感がない環境で育った子どもは健全な愛着形成が育まれず、愛着障害になる。健全な愛着形成は、対人関係の基盤、自律情動コントロールの基盤、社会的行動の基盤、トラウマからの防波堤の役割を果たしている。つまり、人が他人や社会と適切に関わりながら生きていくための土壌である。それが健全に形成されないという。

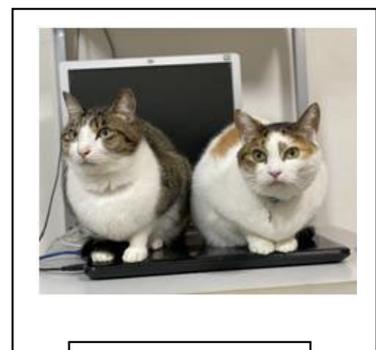
要約すると、不適切養育が発達段階にある子どもの脳を変形させてしまう。そうになると、その子どもは身体的及び精神的発達に様々な症状を抱えて生きて行くことになるし、健全な愛着形成も育まれない。この状態を放置すると、それが世代間伝達を起す。したがって、不適切養育家庭で育った大人が不適切養育を繰り返してしまう。DVの世代間連鎖もこの一例である。

ただ、脳との関係が解明されてきて、予防や早期介入、適切な治療等で脳が回復することが分かってきた。子ども達の明るい未来のために、私たち大人が不適切養育をなくしていくように努力するしかない。

ところで、我が家には3匹のいずれも保護猫がいる。自分が生んだ赤ちゃん猫と一緒に保護された元野良ミケ（9歳、雌）、元野良のせいか警戒心が強く、呼ぶと逃げてしまう。どういうこと？ 1ヶ月半で保護されたニコ（6歳、雄）、臆病だけどおおらかで他の猫との折り合いがいい。そして、昨年4月30日に生後10日で保護されたレイ（9ヶ月、雌）、まだ歩くこともできず這っていた。ミルクを飲ませ、職場に連れて行き、職場全員の手を借りながら育てた。順調に育ったが、噛みつきや引っ掻き行動が出てきた。猫も猫社会で生活した経験がないと健全な愛着形成ができず、噛みつき引っ掻きが出てくる。そうすると、人間はもちろん、他の猫との共同生活も難しい。

子育て経験のあるミケと他の猫との折り合いがよいニコに子育てを期待したが、二匹は子育てに非協力。読みが甘かった。ニコは、訳の分からない物体の登場に驚き、たった200グラムしかないレイに威嚇していた。レイは威嚇に怯えることもなくお構いなし、ニコなど見えていなかった。レイは人間が育てたためか、自分も人間だと思っているらしい。

でも、レイの幸せのためにも私と他の猫の安穏な生活のためにも噛みつきと引っ掻きは直さなければならない。私は、母猫になったつもりで、噛みつきや引っ掻きはだめだと教え、レイが落ち着いているときに手で体全体をなでて、人の手は快いことをしてくれるものだと教えた。時々、母猫の真似をしてレイの小さな頭を甘噛みした。そのうち、噛んだときに、「あいた！」という、レイは上目遣いに私をじっと見て、そっと歯をはずすようになった。次第に噛みつきと引っ掻きが治まっていった。こうやって社会化が身につくんだと実感した。



ニコ と ミケ

今、レイは自分は猫ではないかと思い始めたようで、ミケやニコにあまり※始めた。でも、親は私だと思っている。いつも、「抱っこ、抱っこ」と言ってずっと抱かれている。時々鬱陶しい。ミケとニコの視線も気になる。しかし、一日に何回もお気に入りの毛布を「ふみふみ」しながら吸っている姿を見ると、幼いときに母猫と離れた不安を抱えているんだなあと不憫になる。人間も猫も適切な養育環境が大事だということだろう。

※ちょっかいを出してじゃれ合っている状態



レイ

□■記事募集■□ 名・迷リポーター急募！

お金の学校くまもとの会報に、あなたの身近な話、お金の話、法律の話、
砕けた話、お堅い話・・・etc 載せてみませんか？

注) 高額原稿料はなく、ボランティアです

事務局だより

◆活動日誌

- ・ 7月11日 和水町立菊水東小 ワークショップ
- ・ 7月11日 和水町立菊水西小 ワークショップ
- ・ 7月22日 荒尾市立荒尾第四中学校 PTA研修会・学校保健委員会 講演
- ・ 11月20日 和水町立三加和中 ワークショップ
- ・ 11月21日 和水町立菊水南小 ワークショップ
- ・ 12月 4日 南関町立南関中学校 ワークショップ
- ・ 12月13日 和水町立菊水中央小 ワークショップ
- ・ 12月17日 和水町立菊水中 ワークショップ
- ・ 12月19日 南関町立南関第三小学校 ワークショップ

◆今後の予定

- ・ R2年1月 9日 南関町立南関第四小学校 ワークショップ
- ・ R2年1月14日 南関町立南関第二小学校 ワークショップ
- ・ R2年1月15日 玉名市 消費者教育講座 ワークショップ
- ・ R2年1月16日 南関町立南関第一小学校 ワークショップ
- ・ R2年1月24日 和水町立三加和小 ワークショップ
- ・ R2年2月14日 社会福祉法人 八代市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護事業
生活支援員養成研修会 講演「家計管理支援ってなに？」

◆年間事業

- ・ 令和元年度 長洲町 消費者相談会等スーパーバイズ業務委託
- ・ 令和元年度 長洲町 家計管理支援スーパーバイズ業務委託

編集後記 消費者教育に関する西村先生との懇談に参加させていただきました。相談員として学校で講座を行うこともありますが、取組みにばらつきが多いという先生のお話、実感しています。試行錯誤準備していますが、いち相談員の力によるものになり、果たしてこれでよいのかと・・・まずは自分ができることから取り組んでいきたいと思います。川崎先生の個人情報の話、守秘義務という言葉だけ先走り、誰のための個人情報なのかと思うことも多々あり、興味深く読ませていただきました。そして、高山先生が猫のレイちゃんに辛抱強く接する姿、人間の子育てもそうありたいと自分自身に言い聞かせたところで、遅くなりましたが、今年も、「お金の学校くまもと」をよろしく願います。(N)